

電気工事業開始届出（みなし登録電気工事業者）に必要な書類

提出する前に、必要な書類等が揃っているか確認をお願い致します。

（ご注意ください！）

実務経験の証明内容が事実と異なる場合、電気工事業の業務の適正化に関する法律第28条（登録の取り消し）等が適用されることがあります。

また、虚偽の証明者には、刑法第62条（幫助）等が適用されることがあります。



チェック欄

1	電気工事業開始届出書（様式第18）	
2	手数料 必要ありません。	
3	<p>建設業の許可通知書の写</p> <p>建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受けている建設業者が電気工事業法に基づく電気工事業を営む場合に提出してください。建設業の業種は問いません。</p>	
4	<p>登記事項証明書（申請者が法人の場合） 住民票（申請者が個人の場合）</p> <p>（注意）コピーは不可です。原本（3ヶ月以内に交付されたもの）を提出してください。 また、申請者の住所と営業所の所在地が異なる場合は、営業所の所在地を確認するための書類（例・消印があり住所、屋号、氏名が確認できる郵便物など）の写も併せて提出してください。</p>	
5	<p>主任電気工事士の業務に従事する者の電気工事士免状の写 （第一種電気工事士免状取得者の場合は、定期講習受講記録の写も含む。）</p> <p>（注意）顔写真や文字が鮮明なものを提出してください。</p> <p>第一種電気工事士免状取得者は、電気工事士法に基づき第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年ごとに経済産業大臣が指定する講習機関が行う自家用電気工作物の保安に関する講習（以下「定期講習」）を受けなければなりません。定期講習を受けていない場合は受講申込手続きを行ったうえで、定期講習申込書の写（申込み手続きが完了していることを証する払込受領証などの写も含む）も併せて提出してください。</p>	
6	<p>主任電気工事士等実務経験証明書</p> <p>第二種電気工事士免状取得者が主任電気工事士の業務に従事する場合は提出してください。第一種電気工事士免状取得者が従事する場合は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認められる実務経験 第二種電気工事士免状取得後に、一般用電気工作物等の電気工事に従事した期間が3年以上である。 <p>実務経験の証明者が一般用電気工作物等に係る電気工事のみを施工する者であり長崎県以外の登録電気工事業者である場合は、登録電気工事業者登録証又は電気工事業者届出受理通知書の写（該当する場合のみ提出してください。）</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験は、申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明してください。 倒産等で雇用主の証明が取れない場合は、2社以上の電気工事業者又は、各都道府県電気工事業工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者の証明が必要です。 <p>(注意) 雇用主が一般用電気工作物等に係る電気工事のみを施工する場合は、電気工事業法に基づく登録電気工事業者でなければなりません。登録又は届出番号は必ず記入してください。(見本を参照) 雇用主が長崎県以外の他県の場合で登録又は届出番号が不明であり登録電気工事業者であったことが確認出来ない場合は、実務経験として認められません。</p>	
7	<p>雇用証明書(主任電気工事士用)</p> <p>申請者本人が電気工事士免状取得者であり主任電気工事士の業務に従事する場合は、提出する必要はありません。</p>	
8	<p>誓約書(主任電気工事士用)</p> <p>申請者本人が、主任電気工事士の業務に従事する場合は提出する必要はありません。</p>	
9	<p>備付器具調書(「絶縁抵抗計」、「接地抵抗計」並びに「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」、「低圧検電器」、「高圧検電器」、「継電器試験装置」、「絶縁耐力試験装置」が備えられていることを証する書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般用電気工作物等の電気工事のみを行う場合は、営業所ごとに「絶縁抵抗計」、「接地抵抗計」並びに「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」を備えなければなりません。 ・ 自家用電気工作物の電気工事を行う場合は、営業所ごとに「絶縁抵抗計」、「接地抵抗計」並びに「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」、「低圧検電器」、「高圧検電器」、「継電器試験装置」、「絶縁耐力試験装置」を備えなければなりません。なお、「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」は、借用も可です。借用の場合は、借用先からの借用証明書(原本)を添付してください。 	

電気工事業を開始したら遅滞なく電気工事業開始届出を提出してください。その際、届出遅延理由書の提出を求める場合があります。

「電気工事業者届出受理通知書」の記載事項など届出事項に変更があったときは、電気工事業に係る変更届出書に必要書類を添えて長崎県知事に提出し、その訂正を受けてください。

1. 次の届出事項に変更が生じたら遅滞なく電気工事業に係る変更届出をしなければなりません。

氏名又は名称、住所、代表者の氏名

建設業法第3条第1項の規定による許可年月日及び許可番号

(建設業の許可の更新を行った場合も、更新毎に変更届出をしなければなりません。)

営業所の名称、所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事業の種類

主任電気工事士に変更（交替、氏名変更並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類など）が生じたとき。

主任電気工事士が欠けた日から2週間以内に新たな主任電気工事士を選任し、その選任の日（この日を変更のあった日とします。）から遅滞なく変更の届出をしなければなりません。

2. 電気工事業を廃止したときは遅滞なく電気工事業廃止届出をしなければなりません。

「電気工事業者届出受理通知書」は、記載事項に変更がない限り、再発行はできません。紛失や汚損しないようご注意ください。

届出書提出先

1. 長崎県産業労働部新産業創造課（受付及び届出受理通知書の交付）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 095-895-2632

2. 長崎県県北振興局商工観光課（受付のみ）
〒857-8502 佐世保市木場田町3-25 0956-24-5287

提出方法



持参又は郵送。ただし郵送の場合は必ず「簡易書留」で送付してください。

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

長崎県産業労働部 新産業創造課 電気担当 御中



切り取ってお使い下さい。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業開始届出書

年 月 日

長崎県知事様

〒 -

住所・氏名又は名称は登記事項証明書又は住民票の記載どおり正確に記入してください。

登記事項証明書又は住民票の住所

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

連絡先(電話番号) ()

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 長崎県知事 許可(-)第 号

2. 電気工事業を開始した年月日

年 月 日

3. 営業所等

営業所の名称	所在の場所 上記の住所と異なる場合は所在地確認のための書類の写を別途添付(例:消印があり住所・屋号・氏名が確認できる郵便物など)	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		一般用電気工作物等 *		県 第 種 第 号

* 自家用電気工作物の電気工事を行う場合は「自家用電気工作物」も記載してください。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ×印の項は、記載しないこと。
3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
4 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては印を付すること。
5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

(主任電気工事士用)

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

主任電気工事士名

誓 約 書 (規則第2条第2項第2号)

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第6条第1項第1号から第4号までに該当しない
ことを誓約します。

年 月 日

雇 用 証 明 書

長崎県知事 様

住 所

登録申請者 氏名または名称

法人にあっては
代表者の氏名

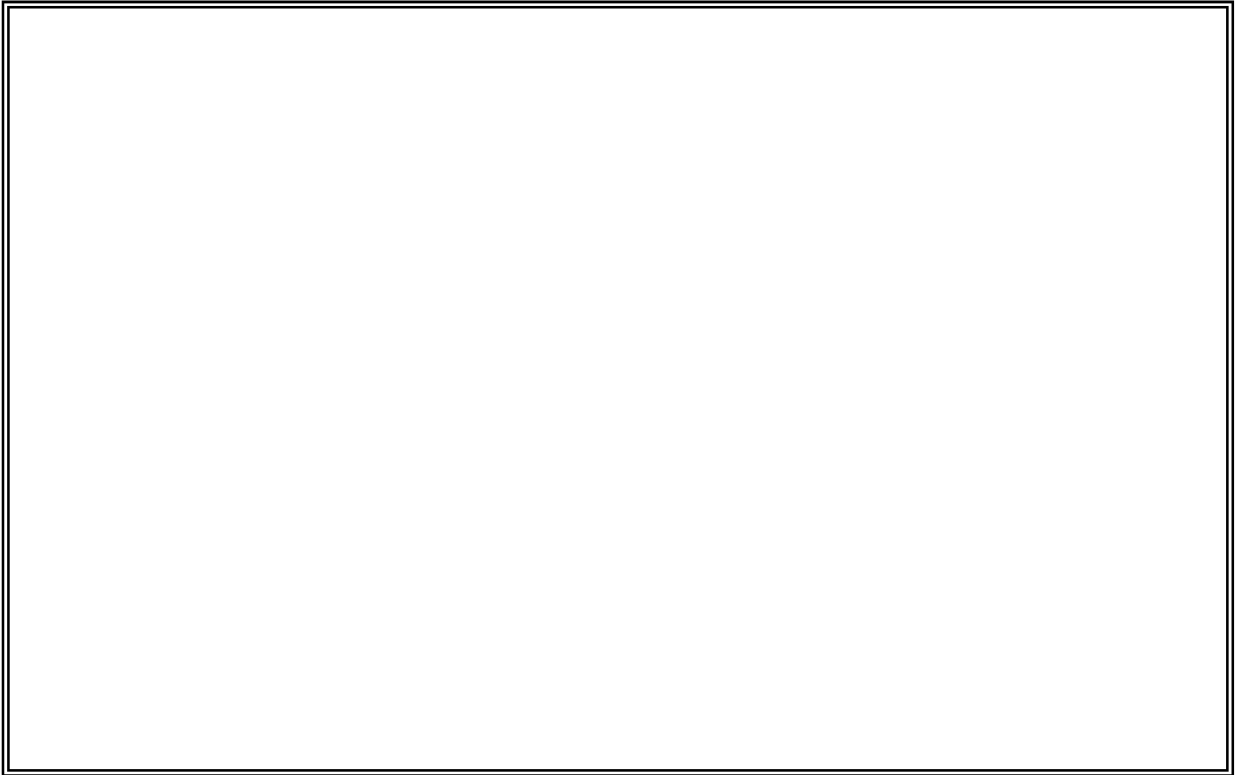
下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齡	年 月 日 満 歳
雇 用 年 月 日	

電気工事士免状の写し

顔写真や文字が鮮明なものを貼付してください。



(第一種電気工事士免状場合は講習受講記録簿の写)

第一種電気工事士免状取得者は、電気工事士法に基づき第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年ごとに経済産業大臣が指定する講習機関が行う自家用電気工作物の保安に関する講習（以下「定期講習」）を受けなければなりません。定期講習を受けていない場合は受講申込手続きを行ったうえで、定期講習申込書の写（申込み手続きが完了していることを証する払込受領証などの写も含む）も併せて提出してください。



備付器具調書

名称及び氏名

器具名	製造年	製造番号	台数	製造社名	措置状況
絶縁抵抗計					
接地抵抗計					
回路計 (抵抗及び交流電圧 を測定することができるもの)					
低圧検電器					
高圧検電器					
継電器試験装置					
絶縁耐力試験装置					

- ・一般用電気工作物等の電気工事のみを行う場合は、営業所ごとに、、の器具を備えなければならない。
- ・自家用電気工作物の電気工事を行う場合は、営業所ごとに～のすべてを備えなければならない。ただし、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、必要なときに使用し得る措置が講じられていること。また、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は借用でもよいがその場合は、借用先からの借用証明書（原本）を添付。

第二種電気工事士免状取得者が主任電気工事士の業務に従事する場合は、実務経験証明書を提出してください。

(様式1) (主任電気工事士等が届出申請者に雇用されている場合又は主任電気工事士等が届出申請者本人の場合。

届出申請者とは、過去に電気工事業の登録を受けていたもの、例えば登録電気工事業者が建設業法の許可を受けて電気工事業を開始(みなし登録)する場合などである。)

主任電気工事士等実務経験証明書

該当するものを で囲む。

(1) 届出申請者本人

下記1の電気工事士は、(2)届出申請者の役員 であり下記2のとおり電気工事

(3)届出申請者の従業員

に従事していることに相違ありません。

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

〒 -

住 所

届出申請者の氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

印

登録又は届出番号 長崎県知事登録・届出 第 号

(電話 記)

1 電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名			
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年	月	日 歳
	現 住 所	〒		
	電 気 工 事 士 免 状 の 種 類			
	電 気 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日	年	月	日
	免 状 交 付 番 号	県 第	号	
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴				
所 属 名		期 間(3年以上であること)		業 務 の 内 容
		年 月 日 ~ 年 月 日		
		通算期間	年 月	
3 証明者の事業内容				

- (記載注意)
- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - この証明書は、被証明者1人につき作成すること。
 - (1)(2)(3)については、該当するものを で囲むこと。
 - 所属名は、 営業所 担当というように具体的に記入すること。
 - 業務の内容は、 用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

第二種電気工事士免状取得者が主任電気工事士の業務に従事する場合は、実務経験証明書を提出してください。

(様式2)〔主任電気工事士が他の電気工事業者に雇用されていた場合〕

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり、電気工事に従事していたことに相違ありません。

年 月 日

長崎県知事様

〒 -

証明者 住 所

氏名又は名称

印

法人にあつては代表者の氏名

(電話 - -)

登録又は届出番号 長崎県知事登録・届出 第 号

他県の場合は登録又は届出証の写を添付

記

1 電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名			
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年	月	日 歳
	現 住 所	〒		
	電 気 工 事 士 免 状 の 種 類			
	電 気 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日	年	月	日
	免 状 交 付 番 号	県 第	号	
2 電気工事に従事した職歴				
所 属 名	期 間 (3年以上電気工事に従事した期間)		業 務 の 内 容	
	年 月 日	~	年 月 日	
	通算期間	年 月		
3 証明者の事業内容				

(記載注意) 1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 所属名は、 営業所 担当というように具体的に記入すること。
3. 業務の内容は、 用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

第二種電気工事士免状取得者が主任電気工事士の業務に従事する場合は、実務経験証明書を提出してください。
 (様式3) (倒産等で雇用主の証明が取れない場合)

主任電気工事士等実務経験証明書

フリガナ			生年	年	月	日
氏名			月日			
現住所	〒 -		(TEL ())			
現在の勤務先の名称及び住所	名称	(TEL ())				
	住所	〒 -				
実 務 経 験 の 内 容						
所属部署及び役職名	期 間		職 務 の 内 容 (出来るだけ詳しく)			
	年 月 日 ~ 年 月 日					
通算期間	年 月					
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>所在地 〒 -</p> <p>事業所名</p> <p>代表者氏名 印</p> <p>(法人以外の場合は任命権者等の氏名)</p>						
			(登録電気事業者の登録又は届出番号) 長崎県知事登録・届出 第 号			
			他県の場合は登録又は届出証の写を添付			

- (記載注意)
- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 所属名は、営業所 担当というように具体的に記入すること。
 - 業務の内容は、用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
 なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

(様式例 1・2)

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していたことに相違ありません。

年 月 日

〒 -

証明者住所

証明は雇用先になります。

氏名又は名称

(ご注意ください)

実務経験の証明内容が事実と異なる場合、電気工事業の業務の適正化に関する法律第28条(登録の取り消し)等が適用されることがあります。

また、虚偽の証明者には、刑法第62条(幫助)等が適用されることがあります。

法人にあっては
代表者の氏名

印

登録・届出番号 長崎県知事登録・届出 第 号

(電話 - -)

長崎県知事様

記

1 電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名	長 崎 太 朗		
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日 歳		
	現 住 所	〒		
	電 気 工 事 士 免 状 の 種 類	第 二 種		
	電 気 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日	平成16年 1月 10日		
	免 状 交 付 番 号	長崎県第 12345号		
2 電気工事士に従事した職歴				
所 属 名	期 間(3年以上であること)	業 務 の 内 容		
	平成16年 4月 1日 ~ 平成20年3月31日	左記の期間中、一般用電気工作物の作業に従事した。 なお、一般用電気工作物等については、第二種電気工事士免状取得後に作業した。 主な工事内容は、屋内配線工事、照明器具の取付工事		
通算期間	4年 月	H16.4.5~6.4 長崎太郎宅新築電気工事 kw H17.6.9~8.3 長崎太郎宅新築電気工事 kw H19.1.7~3.6 長崎太郎宅新築電気工事 kw H20.2.1~3.4 長崎太郎宅新築電気工事 kw		
		他 件		
3 証明者の事業内容		電気工事業		

(記載注意) 1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 所属名は、営業所 担当というように具体的に記入すること。
3. 業務内容は、用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

認められる実務経験

一般用電気工作物等の電気工事(一般家庭用の屋内配線工事など)

第二種電気工事士免状取得者が一般用電気工作物等の電気工事に従事した期間が3年以上である

主任電気工事士等実務経験証明書

フリガナ	ナガサキ タロウ		生年	昭和 40年 4月 1日	
氏名	長崎 太郎		月日		
現住所	〒850-8570 長崎市江戸町2-13 (TEL095(824)1111)				
現在の勤務先の名称 及び住所	名称	長崎太郎電気 (TEL095(824)2222)			
	住所	〒850-1111 長崎市江戸町2-14			
実 務 経 験 の 内 容					
所属部署及び 役職名	期 間		職 務 の 内 容 (出来るだけ詳しく)		
電気工事士 倒産等で雇用主の証明が取れない場合は、雇用主の事業所名・代表者氏名、登録又は届出番号を記入してください。 電気 第〇〇〇号 雇用主が長崎県以外の他県の場合で登録又は届出番号が不明であり登録電気工事業者であったことが確認出来ない場合は、実務経験として認められません。	一般用電気工作物等の工事は、第二種電気工事士免状取得後に従事することができます。 ↓ 平成10年4月1日 ~ 平成13年3月31日 (ご注意ください!) 実務経験の証明内容が事実と異なる場合、電気工事業の業務の適正化に関する法律第28条(登録の取り消し)等が適用されることがあります。また、虚偽の証明者には、刑法第62条(補助)等が適用されることがあります。		(平成 9年10月1日第二種電気工事士免状取得) 左記の期間中、一般用電気工作物等の作業に従事した。なお、一般用電気工作物等については、第二種電気工事士免状取得後に作業したものであり、主な工事内容は、屋内配線工事、照明器具の取付工事。 主な一般用電気工作物工事として		
	H10.4.1.~H10.12.20 H11.1.5~H11.6.30 H11.8.1~H11.12.15 H12.4.5~H12.8.10		長崎市 長崎太郎宅新築電気工事 k w 長崎市 長崎花子宅増築電気工事 k w 長崎市 長崎二郎宅新築電気工事 k w 諫早市 長崎団地新築電気工事 k w		
	通算期間は工事に従事していた期間		他工事件数 件		
通算期間	3年 0月				
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 年 月 日 ← 証明した日(必ず記入) 所在地 〒850-1111 長崎市江戸町2-14 事業所名 長崎太郎電気 代表者氏名 長崎 花子 印 (法人以外の場合は任命権者等の氏名)					
必ず記入 (登録電気工事業者の登録又は届出番号) 長崎県知事登録・届出 第00000号 他県の場合は登録又は届出証の写を添付					

- (記載注意) 1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2. 所属名は、営業所 担当というように具体的に記入すること。
 3. 業務内容は、用電気工事工作物の電気工事の施工業務等を具体的に記入すること。
 なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

認められる実務経験

一般用電気工作物等の電気工事(一般家庭用の屋内配線工事など)
 第二種電気工事士免状取得者が一般用電気工作物等の電気工事に従事した期間が3年以上である。